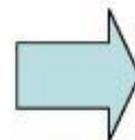


■ 渇水時に設楽ダムから水を放流し、豊川の河川流量を増加させ瀬切れ区間を解消し、河川生態系や良好な河川景観を保全する計画となっています。

### 大野頭首工下流の流量を回復(清流の復活)

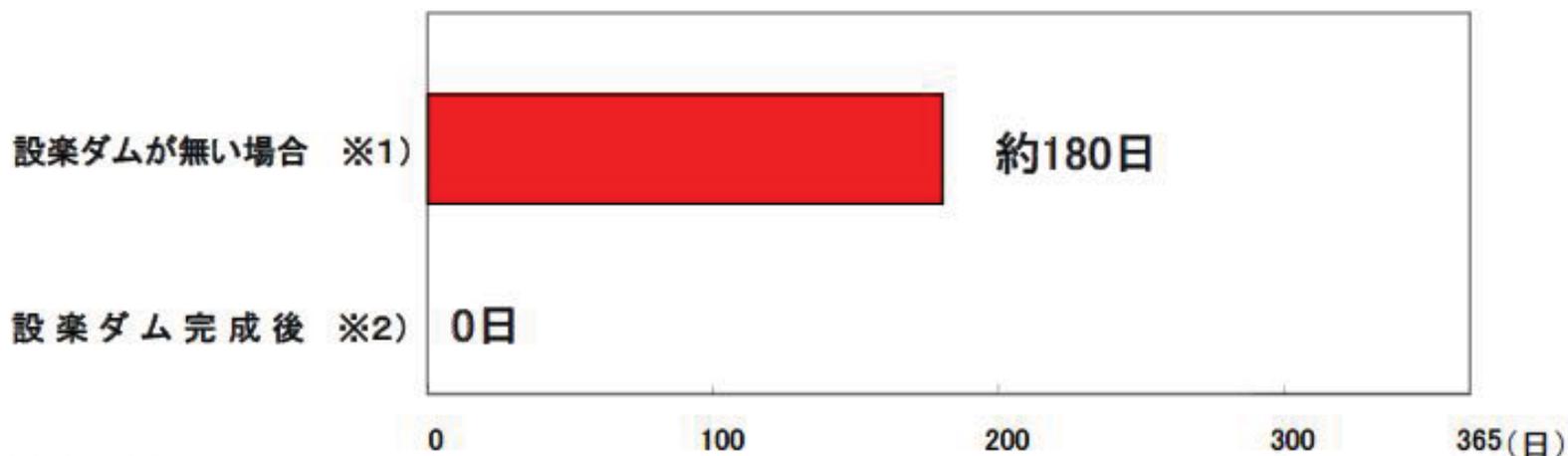


(2004年4月26日 大野頭首工放流量 0.0m<sup>3</sup>/s)



(2004年4月29日 大野頭首工放流量 1.3m<sup>3</sup>/s)

### 大野頭首工から下流に水が流れない日数



久保宜之(2012)

※1) 平成15年～平成16年の実測値より算出

# 流水の正常な機能の維持(不特定容量)の費用負担者

既得の水利用者に対してダム建設等が不利益とならないように、ダム建設時に既得水利用者のための容量を確保してきた。それを不特定容量という。既得水利用者といえども、ダム依存者には適用されないのが一般。



現在では、環境用水(流水の正常な機能の維持)の性格を持つようになった。河川整備計画で環境側面が前面に。



設楽ダムの不特定容量の説明はもっぱら環境用水。

# ダムは環境改善に役立つか？

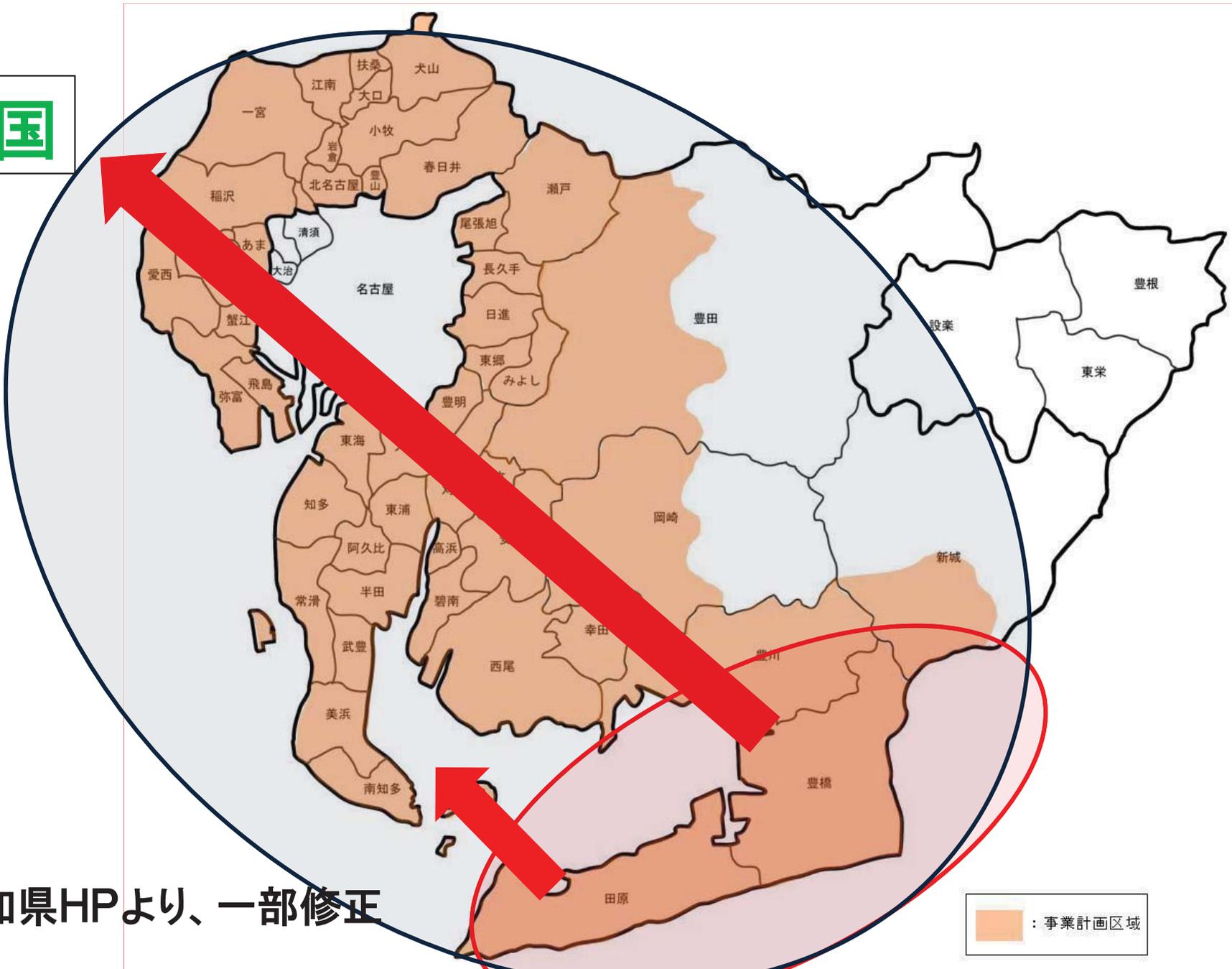
不特定容量は既得水利用者が一般に負担能力を持たないことを前提に、国の負担が7割と高い。しかも残りの3割は県の一般会計で処理されることから、受益者の負担が全くない。従って、最も公共的な財政処置が行われていることから、道徳・倫理的にほとんどの人々の合意が得られることが前提である。

## 設楽ダムの場合

- ① 設定された不特定容量がこれまでの豊川水系の水資源開発によって発生した被害である限り、本来、「原因者負担原則」が適用されるべきではないのか。
- ② これまでのダム開発がこのような大きな不利益をもたらしたとするならば、設楽ダムによる環境コストはどのように考えるべきか。
- ③ 環境改善を目的としたダム開発はそもそも矛盾していないか。

# 不特定容量の費用負担者は国民全体、残り3割は愛知県民。

全国



愛知県HPより、一部修正

不特定容量6,000万m<sup>3</sup>の費用 = 1,221億円  
(治水費用をダム容量で比例配分した場合)

参考:洪水調節1,900万m<sup>3</sup> = 387億円

\* ダムの建設目的が危うくなると、以下の順番でダム目的の変更が行われがち。

**工業用水 ⇨ 水道用水 ⇨ 治水(洪水防御、不特定容量)**

工業用水は特定水利用者の合意を得にくい。

水道用水も財政事情が苦しくなると返上される。

治水は国費7割、県の一般会計3割で、多くの人の合意が得られやすい。

このような説明が成り立つこと自体、問題と考える。

## (4) かんがいの費用負担者

かんがい(農業用水)の費用負担は一般的に大規模事業の場合、90～95%が国と県と市が負担し、受益者負担は5～10%程度。

⇒ 水利権者の負担は地元農家？愛知県？

問題はこの費用を農家が負担できるかの前に、**現在の水利用が** **どれほど効率的に行われているかを検証することであると考える。**

農業用水は従量制の料金体系になっていないため、使用量が増えても料金が高くなることはない。その点も含めて検討すべきではないか。

農業用水の水利用を積極的に問いかけていくことによって、日本の水問題(ボリュームの問題)はほとんど解決できる。

## (5) 治水(洪水防御)の費用負担者

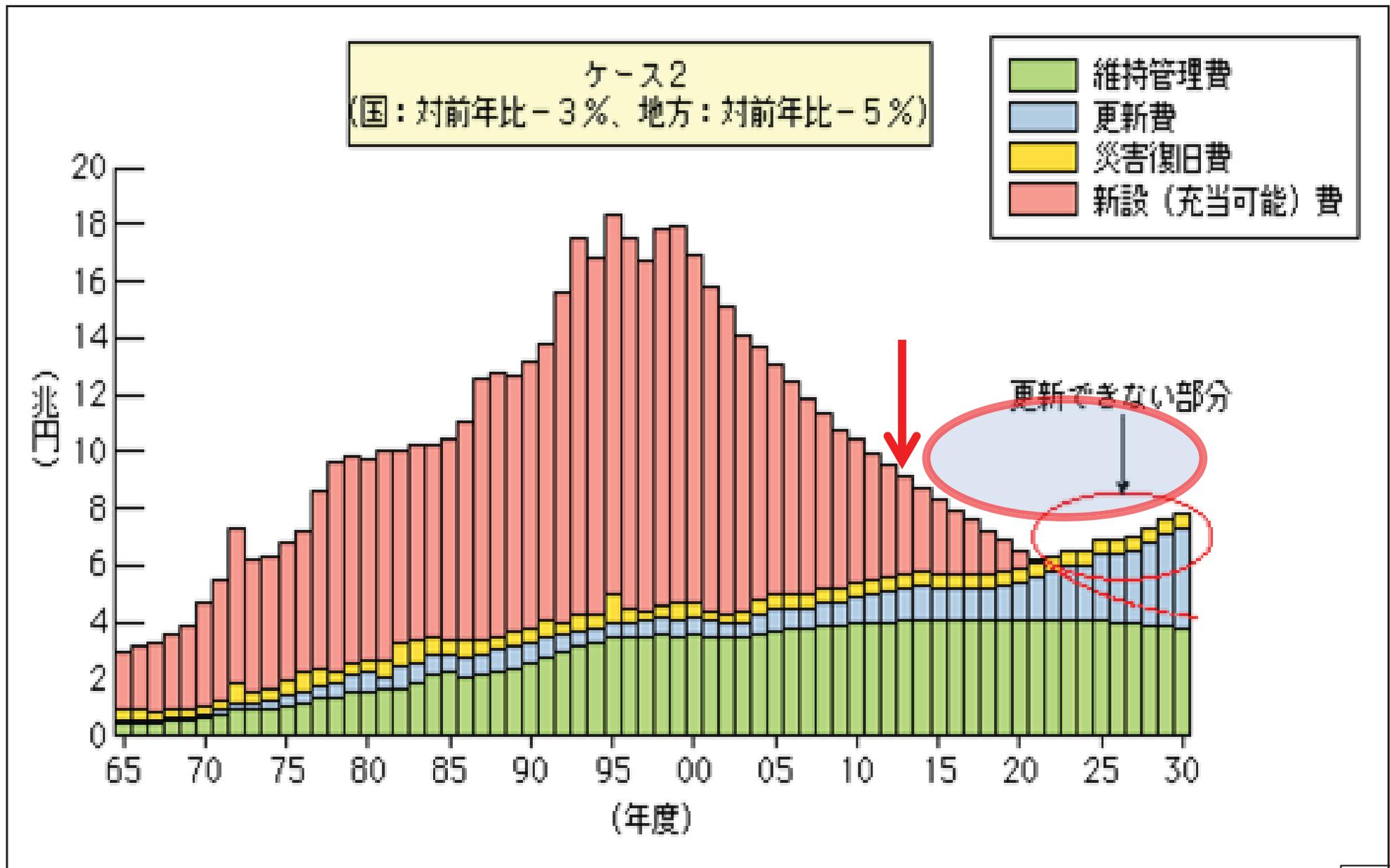
不特定容量と同じく、洪水防御も国の負担が7割と高い。しかも残りの3割は県の一般会計で処理されることから、受益者の負担が全くない。

人々の命にかかわる問題であることから、けちけちせずにお金を使うべきだという人もいるであろう。

しかし、わが国が現在抱えている問題を考えた場合、また、ダムそのものの抱える問題を考えた場合、できるだけ費用がかからない方法、さらには環境に負荷のかからない方法を採用すべきである。

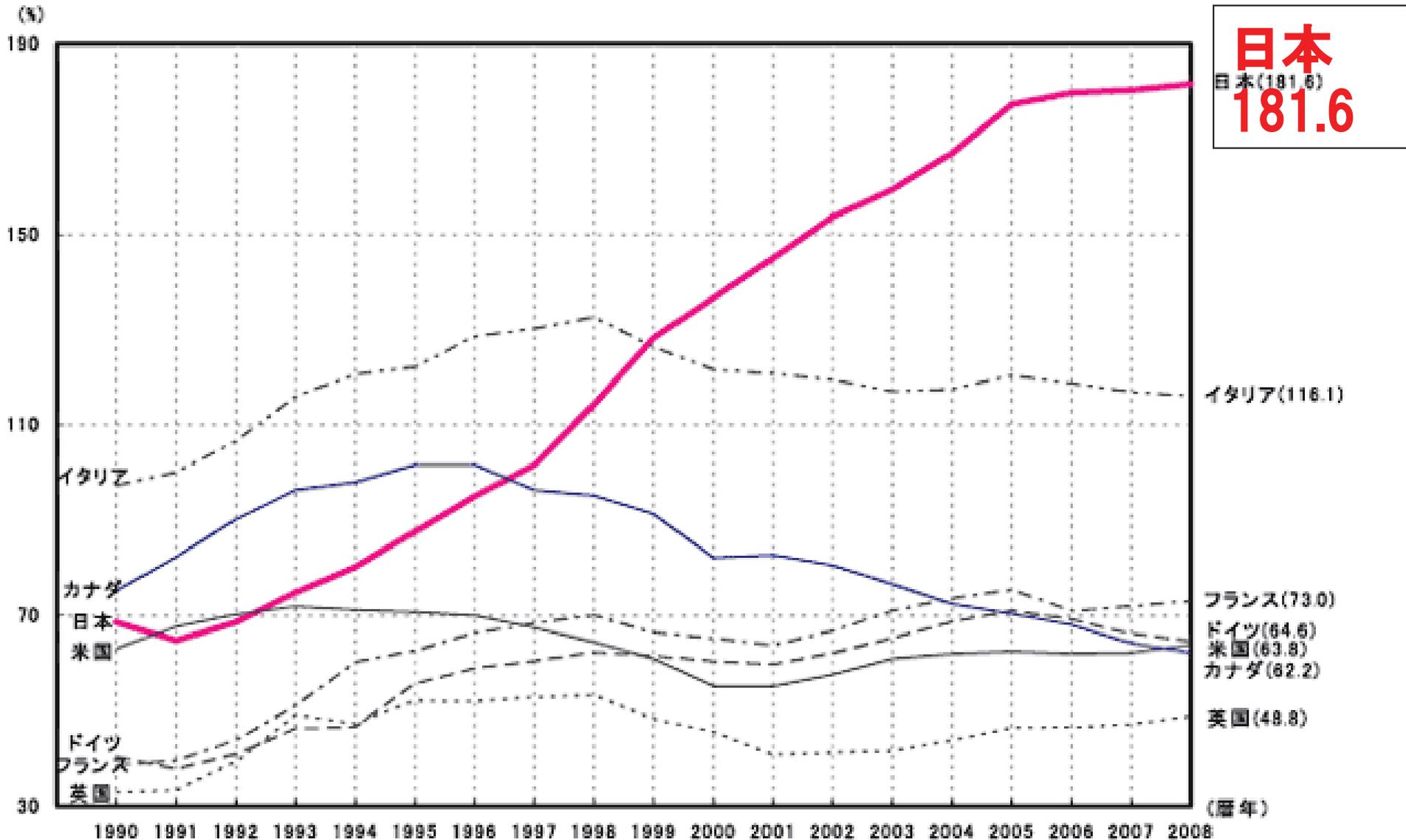
## (2) 公共事業依存からの脱却

国交省の予測



→ 公共事業そのものの厳密なチェックと選択が求められている。

公共事業による国家財政の破たん  
 →ダム計画にどのような理屈・理由があろうと中止しなければ  
 ならない根本的で本当の理由  
 国・地方の長期債務残高の対GDP比率



## (6) 環境コストの考え方

ダムは必ず環境問題を伴う。その点で、環境対策としてダムを用いるというのは本末転倒した考えである。

設楽ダムの場合、ダム建設地点の環境破壊、ダム上流部の堆砂、風砂害、水害、ダム下流部の河床低下、海岸浸食等はどのくらい計画内で検討されているのであろうか。

国交省は不特定容量の費用便益分析において、身代わり建設費（設楽ダムとは別に同等の容量を確保するための建設費）を用いて、それよりも安価であることを理由に、不特定容量による環境改善が経済的に正当化されたと説明する。これはあり得ない。せめて、現実に生じている環境問題を疑似的にでも経済計算し、それと比較すべきである。その上で問題の原因者に負担させる理屈を採用すべきである。